

総務建設委員会会議録

開閉日時 令和元年12月10日（火） 午前10時00分～午前10時46分
会 場 高浜市議場

1. 出席者

1 番 荒川 義孝、 4 番 神谷 利盛、 5 番 岡田 公作、
6 番 柴田 耕一、 8 番 黒川 美克、 10番 杉浦 辰夫、
12番 鈴木 勝彦、 14番 小嶋 克文、 オブザーバー 議長

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

2 番 神谷 直子、 3 番 杉浦 康憲、 7 番 長谷川広昌、
13番 今原ゆかり、 15番 内藤とし子、 16番 倉田 利奈、
市民 2 人

4. 説明のため出席した者

市長、副市長、教育長、
企画部長、総合政策GL、
総務部長、行政GL、行政G主幹、財務GL、財務G主幹、
市民部長、市民窓口GL、経済環境GL、経済環境G主幹、
税務GL、
福祉部長、地域福祉GL、
こども未来部長、こども育成GL、文化スポーツGL、
都市政策部長、土木GL、都市計画GL、都市計画G主幹、
防災防犯GL、上下水道GL、
学校経営GL、学校経営G主幹（鈴木、東條）、
監査委員事務局長

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記 1 名

6. 付議事項

- (1) 議案第77号 高浜市使用料及び手数料条例の一部改正について
- (2) 議案第78号 高浜市公共駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- (3) 議案第79号 高浜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- (4) 議案第80号 高浜市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の一部改正について
- (5) 議案第81号 高浜市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- (6) 議案第82号 高浜市都市公園条例の一部改正について
- (7) 議案第83号 高浜市公共下水道条例の一部改正について
- (8) 議案第90号 令和元年度高浜市一般会計補正予算（第5回）
- (9) 議案第91号 令和元年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）
- (10) 議案第93号 令和元年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）
- (11) 議案第94号 令和元年度高浜市水道事業会計補正予算（第1回）
- (12) 議案第95号 令和元年度高浜市下水道事業会計補正予算（第2回）
- (13) 陳情第15号 福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 本日、委員会の傍聴の申し出がありましたので、高浜市議会委員会条例第19条第1項の規定により傍聴を許可いたしましたので、御了承をお願いいたします。

ただいまの出席委員は、全員であります。よって、本委員会は成立いたしましたので、これより総務建設委員会を開会いたします。

市長挨拶

委員長 去る12月6日の本会議におきまして、当委員会に付託となりました案件は、既に配付されております議案付託表のとおり、議案12件、陳情1件であります。

当委員会の議事は、議案付託表の順序により、逐次、進めてまいりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、これより議案付託表の順序により会議を行います。

次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、委員長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の神谷利盛委員を指名いたします。

それでは、当局の方から説明を加えることがあればお願いをいたします。

説（総務部） 1点ございます。議案第77号につきましては、総括質疑におけます総務建設委員会への付託に際しまして、議長より、福祉文教

委員会所管の職員についても説明のための出席の御要請をいただいております。

したがいまして、本日御出席をさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

《議 題》

(1) 議案第77号 高浜市使用料及び手数料条例の一部改正について
委員長 質疑を行います。

問(10) 議案第77号ですけれども、この高浜市使用料及び手数料条例の改正についてで、別表第1の部分で、行政財産の目的外使用の部分の建物で、自動販売機等の設置で、3,350円が3,500円に改正というふうになっておるところです。

この部分で、高浜市内に対象となる自販機が何台あって、また、管理する業者は何社か。また、地域貢献型自販機というのがあると思います。それについては、現在、設置台数は何台で、管理はどのグループがやってみえるかお願いします。

答(財務) ただいま四つの御質問をいただきました。まず一つ目の高浜市内に対象となる自販機が何台あるのかということでございます。

今回の議案、目的外使用料ということになりますので、その観点で徴収しているものとしての台数でございますが、18台ということになります。

二つ目の、管理する業者は何社なのかということでございますが、申請があって許可をした相手方、業者というのは5社になります。

続きまして地域貢献型の自販機の関係でございます。三つ目の質問として、現在、設置台数は何台かということでございますが、先ほど申し上げました18台のうち7台が地域貢献型の自販機でございます。

所管のグループでございますが、総合政策グループで2台、地域福祉グループで1台、こども育成グループで1台、文化スポーツグループで3台となっております。以上です。

委員長 ほか。

問（５） 使用料及び手数料の改正については、アクションプランの中の受益者負担の適正化事業にて2018年度から取り組まれ、今回、消費税率が10%に引き上げられたタイミングで行う議案が計画どおり提案されました。

さきの総括質疑で、施設別行政コスト計算書の作成、活用も検討したが、課題があったと答弁がありました。いろいろ課題があったと思いますが、どのような検討をして今回の提案に至ったのかをお聞きします。

答（総務部） 主な検討事項といたしまして二、三、申し上げます。

一つ目が、使用料の算定原価の明瞭性でございまして、二つ目が、受益者負担割合の公平性といった観点でございまして。

まず一つ目の算定原価の明瞭性でございまして、これは総括質疑で御質問いただいておりますけれども、施設別行政コスト計算書のコストを基礎データに、過去4年間の決算収支から検討を行ったわけでございまして、実際に行ってみますと、いきいき広場や美術館など複合利用されている施設の事業費と施設の維持管理費の明確な区分が難しい。

また、指定管理者が複数の施設を管理する場合の、例えばスポーツ施設における屋内施設とグラウンド施設の費用の明確な区分など、個別施設の算定原価の明確化、明瞭化を行うことは、現状では難しいという状況がございました。

二つ目の受益者負担割合の公平性でございまして、これは、施設の性質でありますとか、公共性の程度に応じまして、例えば利用者負担割合を25%にして公費を75%にする、あるいは、利用者負担割合を50%にして公費の負担を50%にするなど、負担割合を設定するものでございまして、これも受益者負担割合をなぜその比率にしたのか、なかなか明確な根拠が見出せないということがございます。

これと並行いたしまして、では施設1棟ごとの維持コストの分析を通して、受益者負担と公費負担の現状の傾向に努めました。

簡単に申し上げますと、先日の総括質疑で大山会館の今年度の予算ベースでの歳入歳出の比較がございました。歳入、すなわち利用者負担額、

これが約93万円であったかと思えます。歳出が約820万円であったかと思えます。

歳入歳出の差額、これが市の負担、すなわち公費負担額ということになるわけですが、約727万円であったと記憶いたしております。そうしますと、利用者負担割合が約11%で公費の負担割合が約89%ということになります。

そこで、利用者負担割合の公平性といった観点から、受益者負担割合と公費負担の割合は、何%がよいのか、例えば、50%ずつがよいのか。こういった検討も行いました。

ただ、この場合も使用料金が利用率に左右される。利用率の低い施設では、少ない利用者で負担をしなければならない。そうしますと、使用料が高くなってしまふ。これもまた公平性に欠けるということになります。

そのほか、現行使用料には減価償却費は含めておりませんが、こうしたさまざまな検討を行っていく中で、それぞれ一長一短がございます。これといった絶対的な基準はなかなか見出せない。

そうした中で、約20年間の改定が行われていないこともございまして、現行の使用料をベースに、その間の物価変動、最低賃金の上昇分だけは、利用率に反映させていくのが、より客観的だろうというところに落ちついて、今回の提案に至った次第でございます。

問（5） 20年ぶりの改定というところでさまざま検討し、現時点、最もよいと考えられる見直しを行った上での提案だと理解しております。

公共施設の使用料には明確な基準は恐らくないと思えます。さまざまな考え方がありますが、目的は住民間の公平の確保と考えます。引き続き調査研究をお願いし、次回の見直しにつなげていってほしいというふうに思っております。

そこで、今後の見直しサイクルについて、近隣市の状況を含め、お聞かせください。

答（財務） まず、近隣市の見直しのサイクルの状況でございます。碧南市は原則5年ごと、刈谷市、安城市はおおむね4年ごととお聞きをい

たしております。

こうした状況からも、負担の公平性を確保していくためには、定期的な見直しが必要であり、今回の見直しをその契機としていきたいと考えております。

見直しの期間でございますが、総合計画の基本計画の計画期間及び公共施設総合管理計画の見直しの期間と同じ、原則4年ごとにしていきたいと考えております。

ただ、次回の見直しにつきましては、短期間でございます。今後の物価変動や類似施設との均衡などを勘案して検討していきたいと思っております。

また、見直しの時期につきましては、業務の平準化を図るといった観点も必要だと思っておりますので、これらの二つの計画の見直しの翌年度とすることを検討してまいりたいと考えております。

問（5） 最後に、今回、使用料、手数料条例の一部改正が可決された場合の利用者さんへの周知の方法についてお聞かせください。

答（財務） 今後の周知ということでございますが、議案が可決されましたら、速やかにホームページに掲載をするとともに、2月1日号になりますけれども、広報のほうでお知らせをしてまいります。

あわせて、各施設内への掲示、それから必要に応じては施設所管グループ等による説明などを行っていく予定でございます。

意（5） ありがとうございます。

委員長 ほかに。

問（12） お願いします。公共施設あるいはグランド含めてですけれども、当然、管理運営するには、皆さん方の納めていただいた税金から、全て賄っているということを考えると、市内利用あるいは市外利用の方の差をつけてもいいんじゃないかという考え方もあると思います。

私はそう思いますけれども、当局のお考え方を教えていただきたいと思っております。

答（総務部） 御質問いただきましたように、公共施設の建設費や改修費などの投資的経費、この全てと維持管理費の大半に市民の税金に充て

られている、こういったことから、市内、市外の料金に差をつけるという考え方は、確かにございます。

ただ、この場合、衣浦東部広域行政圏の構成市であります、碧南市、刈谷市、安城市、知立市は、施設の相互利用を行っておりますので、市内利用者と同一の扱いにするということが、これが自然でございます。

そうしますと、市外といたしますのは、これら以外の市ということになりますので、5市以外の利用者の利用状況の分析を行う必要があるかと思えます。どれくらいの市外利用者があるのか。

その結果、料金に差を設けることが必要なのか、その必要性をまず検討する必要がございます。

次に、市内、市外の判断が必要になってまいります。一般的には、利用申請書の申請者名などの記載事項で判断せざるを得ないと考えておりますが、例えば利用者の一部に市内の方が含まれる場合は、これは市内にするのか市外にするのかなど、実際に申請書を受け付ける窓口での判断が必要になってまいります。窓口業務に関連してまいります。

そうしたことから、窓口での混乱を起こさないように、市内、市外の判断の際の公平性が担保できるように、多くの施設を所管することも未来部において、まずは調査研究を行って、その結果を踏まえて対応してまいりたいと考えております。

問（12） それではもう一つ、公平性を持つということの考え方からしますと、グラウンドそれから公共施設を営利目的に使った場合の不公平さ、それから公平さという考え方についてお聞かせ願いたいと思えます。

答（総務部） この営利利用の場合に、料金に差を設けるという考え方も確かにございます。

現行の条例で申し上げますと、美術館のホールにおいて入場料またはこれに類するものを徴収する場合は、所定額の2倍とするとの規定がございます。

チケットの販売や入場料を徴収する場合というのは、営利目的ということが判断しやすいケースであると考えております。

ただ、広い意味で営利ということを考えますと、ただいま申し上げます

した入場料などを徴収する場合のほか、例えば商品展示や商品販売、販売促進を目的とした講習会や相談会など、将来的に収入確保が見込まれるものや、収益を前提として、参加費またはこれに準ずるものを徴収するなど含まれると考えられます。

どこまでを営利とみなすのか。これも、利用申請書の使用目的や申請者名が法人なのか個人なのか。こういったところの記載事項で判断せざるを得ないのではないかと考えられますけれども、それも実際に申請書を受け付ける窓口での判断が必要になってまいります。

そうしたことから、窓口業務での混乱を来さないように、営利、非営利の判断の公平性が担保できるように、これも先ほど申し上げましたが、こども未来部において調査研究を行って、その結果を踏まえて対応していきたいと考えております。

問（12） もう一つ私の考え方では、申し込みのときに期日に差をつける。市内の方は3カ月前、市外の方は一月前とか、具体的にいいますとそういった区別の仕方でも差がつくのではないかなと思います。そういうことを、今、他市はやっているのか。

それと使用料について差がついている、今、5市だけはついてないということだったんですけれども、ほかの市町でつけて実行している市町があれば、もし調べておればそれを調べた結果を教えてほしいということと、今の期日を3カ月か一月かわかりませんが、そういう区別をつけて利用状況をしているところがあれば、もし調べてあれば教えていただきたいと思います。

答（こども未来部） 市内の利用者と市外の利用者で、申し込み期間に差をつけるということの御質問でございます。

先ほど料金のところでお話をさせていただきましたが、まず一つの課題としましては、市内外の判断をどのようにするかという課題、これについては、申し込み期間のほうも同様な課題があるというふうに認識しております。

他市の状況というお話が今ございましたが、全部を調べておるわけではございませんが、そうしたことをしているという市があるということ

も聞いております。

こうした市にいろいろお話を伺いまして、運用の状況がどうであるかということ調査などして、このことについて対応していきたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

問（12） いろいろお話をさせていただきましたけれども、やっぱり市内の利用者が、特に子供さんを持っているスポーツクラブあたりは、やっぱり野球だとか、サッカーだとか、あるいはグランドゴルフ部会であるとか、そういう人たちが優先的に使えるようなシステムができるということかなと思っております。

どうしても、私どもが使おうと思っても市外から申し込みがあって、我々がほかの施設へ行く。仮に半田へ行く、東浦へ行く、碧南へ行くという状態が起きてしまいますので、市内で使えるなら、市内の施設を使いたいという考えを持っておりますので、また、調査研究をしていただいて、有意義なまた結果が出していただけるとありがたいかなと思っておりますので、要望しております。

委員長 ほかに。

問（14） 新旧対照表の9ページの各小学校の欄に、改正前には開放事業という文言が載っておりますけれども、今回の改正後にはこの開放事業という言葉がこれ載っていませんけれども、ちょっとこのあたりの説明をお願いします。

答（学校経営） 今回、学校施設の目的外使用のところにつきましては、従来は目的外使用と開放事業ということで、二本立てで料金を設定しておりました。

これまでの利用実績を見ますと、学校施設の目的外利用につきましては、スポーツや社会教育といった開放事業としての利用がほとんどでございまして、開放事業以外の利用というのは市が主催する行事、消防団の式典だとか、年に1回程度の利用に限られていましたので、今回は、使用料の見直しをよい機会ととらえまして、ほとんど利用のない学校開放以外の利用を基本的には、学校開放の中で全て運用していくと。ですので、学校開放とは書かれていませんけれども、実質は全て学校開放と

して今後開放していく。

だから、スポーツ、社会教育その他公共の用に供するような、この利用については、一本化して運用していくということでございますのでよろしくをお願いします。

問（14） 今回の見直しに伴って、あわせて、この開放事業も全て一本化するということですね、これ。はい、わかりました。

委員長 ほかに。

問（8） 1点だけ確認をさせてください。

今回の当然、料金改定すると、スポーツ少年団だとか、そういったところやなんかにかなりの負担にはなってくると思うんですけども、そういった減免や何かのことについては、どのように考えてみえるのか、1点だけお答えください。

答（文化スポーツ） 総括質疑のところでもお答えさせていただきましたけれども、スポーツ少年団については、施設使用料の分について補助金を交付しておりますので、補助金の中で検討してまいりたいと考えております。

問（8） そうすると、当然、今度の当初予算のほうにもそういった増額の補正が出てくるという考え方でよろしいでしょうか。

答（文化スポーツ） 現在、当初予算の編成途中ということでございますので、現在検討中ということでよろしくをお願いします。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第77号の質疑を打ち切ります。

（2） 議案第78号 高浜市公共駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第78号の質疑を打ち切ります。

(3) 議案第79号 高浜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第79号の質疑を打ち切ります。

(4) 議案第80号 高浜市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第80号の質疑を打ち切ります。

(5) 議案第81号 高浜市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第81号の質疑を打ち切ります。

(6) 議案第82号 高浜市都市公園条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第82号の質疑を打ち切ります。

(7) 議案第83号 高浜市公共下水道条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第83号の質疑を打ち切ります。

(8) 議案第90号 令和元年度高浜市一般会計補正予算（第5回）

委員長 質疑を行います。

問（8） それでは補正予算の8ページのところに、公金支出差止請求訴訟等委託料が、限度額が書いてなくて補正が出とるわけですけれども、総括のときには350万円ぐらいたとかいうそういう数字が出とったんですけれども、その辺の具体的な数字というのは、はっきり出ているわけでしょうか。1点お答えください。

答（総務部） まず、2点に分けてお答えをいたします。

今回、補正予算書の49ページで計上しております295万7,000円は、令和元年度に見込まれる控訴審の費用でございます。

8 ページの債務負担行為限度額は、これは訴訟が単年度に終わらずに複数年にわたる場合がございます。

ただ、具体的な金額で書けない場合は、これは、文字をもって、表現をすることができるということが、地方自治法の施行令か規則か何かでありますので、それに準じまして、文字で表記をさせていただいております。

問（８） 今言われました49ページの文書管理業務の委託料の公金支出差止請求訴訟等委託料が295万7,000円、これだけ上がっておりますけれども、これはいつからいつまでの分でしょうか。お答えください。

答（行政G主幹） こちらの補正予算に上がっている分につきましては、第1審の報酬分と考えられる分と、控訴の場合の日当、着手金など、実費などになります。

いつまでの分かとおっしゃいますと、おおむね今年度ということ考えております。

問（８） はっきり補正予算でしょ。いつからいつまでの分なんですか。

答（総務部） これは、令和元年度分でございます。

問（８） ちょっと理解できませんけれども、令和元年度っていつても、それでは4月の1日から3月の31日、それまでの間なんですか。

答（総務部） これは総括質疑のときにお答えをいたしましたことと重複をいたしますが、12月の19日に判決の言い渡しがある予定である。そうしますと、判決書の送達を受けた日から2週間以内に控訴を行わなければならない。

その控訴は、原告の方、場合によっては市が判決内容によっては控訴する場合もある。そうしますと、12月の19日に判決の言い渡しがあって、2週間以内ですので、場合によっては、市が控訴する場合は12月27日までに委任しないとイケない。期間が大変限られるので、その可能性がある以上は、この12月補正で計上させていただいたということですので、いつからかということは、判決が出てから、1月、2月、3月、12月の下旬からの、おおむね3カ月と少しぐらいという期間になります。

問（８） 3カ月の分で295万7,000円。この補正の金額なんですか。

答（総務部） 総括質疑の御答弁と重複をいたしますが、見込まれる金額として350万円であって、1審の予算残額が50数万円ありますので、それを差し引いた金額として、295万7,000円を計上させていただいております。

問（8） わざわざこうやって補正予算と債務負担を組んでありますので、それだけ丁寧に答弁をしていただけるという形で、こういった形のことになっていると思うんですけども、実際に19日が判決ですので、その判決が出てから、例えば専決処分するだとか、そういった形のことにはできるんでしょうかできないんでしょうか。

答（総務部） 方法としては、幾つかの方法がございます。例えば、臨時議会を開いて、補正予算の御可決をいただく。専決処分をして、補正予算をする。あるいは、予備費の充用ということもございます。

御答弁の繰り返しになりますけれども、判決が出てから控訴する、あるいはされるまでの期間が非常に限られるので、その可能性がある以上は、12月補正で提案させていただいて、御審議いただき、それで御可決いただくのが最もふさわしいという形で今回御提案させていただいております。

問（8） 1点だけ確認させてください。専決処分でもできるんですね。それをお答えください。

答（総務部） 専決処分でございますけれども、179条の規定で、専決処分をするに当たって、それは、緊急に専決処分をしないといけない合理的な理由があれば、という条件つきで申し上げますけれども、専決処分はできます。できるかできないかということであれば、できるものと考えております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第90号の質疑を打ち切ります。

(9) 議案第91号 令和元年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2回)

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第91号の質疑を打ち切ります。

(10) 議案第93号 令和元年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2回)

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第93号の質疑を打ち切ります。

(11) 議案第94号 令和元年度高浜市水道事業会計補正予算(第1回)

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第94号の質疑を打ち切ります。

(12) 議案第95号 令和元年度高浜市下水道事業会計補正予算(第2回)

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第95号の質疑を打ち切ります。

(13) 陳情第15号 福祉、医療など社会保障の施策拡充についての陳情

委員長 意見を求めます。

意(4) 市政クラブを代表しまして、反対の立場で意見を申し上げます。

まず、この陳情につきましては、国保の改善につきましては、これまでも全国知事会を初め、全国市長会などの地方団体も、国保の構造問題を指摘するとともに、解決を求めてきているところです。

また、昨年度からの国保制度の広域化に伴い、安定した国保制度を継続させるため、国による財政支援を求める決議を行うなど、全国知事会、全国市長会を初め、さまざまなところからの国の支援強化を求めている状況です。

このような中で、市単独で国民健康保険税を引き下げるために、一般会計からの繰り入れを行うことは、市の財政を圧迫するだけでなく、いずれは皆保険制度を維持させること自体に大きな影響を生じかねません。一般会計の繰り入れについては、法令等の規定に基づくルール分について繰り入れを行うことが原則であると思います。

また、福祉医療制度について、高浜市の福祉医療制度は、全体的に県の助成基準を上回って実施している状況ですが、限られた財源の中で、持続可能な制度として、まずは現行制度の維持、継続させていくことが課題であると考えております。これ以上の拡大については、慎重に考えていくべきであると考えます。

最後に、税の徴収、滞納問題についての対応ですが、差し押さえが禁

止されている財産の差し押さえや、実情に応じて納税緩和措置を適用することは当然のことと思います。しかし、一方で、やむを得ず滞納処分をせざるを得ない場合も現実にはあると思います。

したがって、法で定める財産処分の全面禁止ともとらえることができる内容が一部含まれていることから、本陳情には反対です。以上で意見を終わります。

委員長 ほかに。

意（14） 今回も広い範囲に立って、大変多くの要望が出されておりますが、財源が厳しい中、あれもこれもといったこういった実施は無理と思います。よって本陳情に反対をいたします。

委員長 ほかに。

意（8） 私どものほうも今、このところにもいろいろ書いてありますけれども、やっぱり、すべからく市のやっていることは、私は十分な施策とは言えませんが、高浜市がやれるだけのことは一生懸命やっているとしますし、それから、税の徴収につきましても、やっぱり税の公平性の原則からいっても、やっぱりきちっと対応していくべきだと思いますので、この陳情には反対いたします。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第15号についての意見を終了いたします。

以上で、付託された案件の質疑及び意見は終了をいたしました。

なお、本委員会において、自由討議を実施する案件はありません。

《採 決》

（1）議案第77号 高浜市使用料及び手数料条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

- (2) 議案第78号 高浜市公共駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

- (3) 議案第79号 高浜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

- (4) 議案第80号 高浜市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

- (5) 議案第81号 高浜市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

- (6) 議案第82号 高浜市都市公園条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

(7) 議案第83号 高浜市公共下水道条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

(8) 議案第90号 令和元年度高浜市一般会計補正予算（第5回）

挙手全員により原案可決

(9) 議案第91号 令和元年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）

挙手全員により原案可決

(10) 議案第93号 令和元年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）

挙手全員により原案可決

(11) 議案第94号 令和元年度高浜市水道事業会計補正予算（第1回）

挙手全員により原案可決

(12) 議案第95号 令和元年度高浜市下水道事業会計補正予算（第2

回)

挙手全員により原案可決

(13) 陳情第15号 福祉、医療など社会保障の施策拡充についての陳情

挙手なしにより不採択

委員長 以上をもって、当委員会に付託となりました全案件の審査を終了いたします。

お諮りいたします。審査結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願ってよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

市長挨拶

委員長 以上をもちまして、総務建設委員会を閉会いたします。

委員長挨拶

終了 午前10時46分

総務建設委員会委員長

総務建設委員会副委員長